



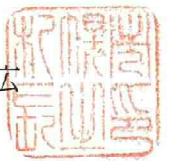
札幌市告示第4426号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、令和2年札幌市告示第4309号で形質変更時要届出区域に指定した特定有害物質によって汚染されている区域の一部について指定を解除する。

指定を解除する区域の範囲を表示した図面及び地番等は、札幌市環境局環境都市推進部環境対策課に備え置き、一般の閲覧に供する。

令和3年（2021年）7月9日

札幌市長 秋元 克広



1 指定を解除する区域

(1) 所在地

札幌市東区北5条東6丁目375番7の一部

札幌市東区北5条東7丁目375番1の一部、375番4の一部

(2) 特定有害物質

鉛及びその化合物（土壤含有量基準不適合）

ふっ素及びその化合物（土壤溶出量基準不適合）

(3) 講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去（掘削除去）

2 指定を解除した後の形質変更時要届出区域

(1) 所在地

札幌市東区北5条東6丁目375番7、375番9、375番10

札幌市東区北5条東7丁目375番1、375番4、375番5

(2) 特定有害物質

砒素及びその化合物（土壤溶出量基準不適合）